

平成24年4月2日

「非常変災等における授業措置等」

I 非常変災等

- 1 非常変災とは、風水震火災、暴風雨積雪、交通機関のストライキ、伝染病のまん延のおそれのある場合等をさす。
- 2 非常変災等が発生すると予想される場合には、以下に規定するように対応する。

II 暴風雨

- 1 暴風雨が発生した場合又は発生すると予想される場合は、次のように対処する。
- 2 当日の午前6時30分現在、松戸市に大雨警報及び暴風警報が発令されていない場合は、平常授業とし、授業開始時刻等については気象状況、登校状況等に基づいて判断・決定する。
なお、この確認は、当日の午前6時30分における気象庁が発表している気象情報による。
（「当日の午前6時30分現在」という場合、以下同様。）
- 3 当日の午前6時30分現在、松戸市に大雨警報又は暴風警報が発令されている場合は、自宅で待機して様子を見る。
 - (1) 当日の午前10時現在も、松戸市に大雨警報又は暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とする。
なお、この確認は、当日の午前10時現在における気象庁が発表している気象情報による。
（「当日の午前10時現在」という場合、以下同様。）
 - (2) 当日の午前10時現在、松戸市の大雨警報及び暴風警報がともに解除されている場合は、原則として、当日の4限目以降の授業を行う。なお、授業開始時刻等については、気象状況、登校状況等に基づいて判断・決定する。また、生徒には、当日の授業の準備をし、十分安全を確保しながら登校するよう事前に注意を与えておく。
 - (3) 松戸市に大雨警報及び暴風警報が発令されていないで、自宅の所在地に大雨警報又は暴風警報が発令されている場合は、保護者と相談して安全を確認し、登校できるかできないかを判断するものとする。登校する場合は安全に十分注意すること。
※ 警報の確認は、それぞれの時刻前後における気象庁の気象情報を、インターネット、データ通信等によって行うものとする。
- 4 平常授業実施中に、松戸市に大雨警報または暴風警報が発令された場合は、気象状況等に基づいて判断・決定する。
- 5 交通機関の混乱等により、やむを得ず登校できない場合は、公欠扱いとする。

III 積雪

- 1 積雪が発生した場合又は発生すると予想される場合は、次のように対処する。
- 2 当日の午前6時30分現在、松戸市に大雪警報が発令されていない場合は、平常授業とし、授業開始時刻等については気象状況、登校状況等に基づいて判断・決定する。
- 3 当日の午前6時30分現在、松戸市に大雪警報が発令されている場合は、臨時休業とする。
- 4 平常授業実施中に、松戸市に大雪警報が発令された場合は、気象状況等に基づいて判断・決定する。
- 5 交通機関の混乱等により、やむを得ず登校できない場合は、公欠扱いとする。
※ 警報の確認は、それぞれの時刻前後における気象庁の気象情報を、インターネット、データ通信等によって行うものとする。

IV 交通機関のストライキ

- 1 交通機関のストライキが実施された場合又は実施されると予想される場合は、次のように対処する。
- 2 当日の午前6時30分現在、JR又は新京成電鉄のストライキが実施されていない場合は、平常授業とし、授業開始時刻等については、登校状況等に基づいて判断・決定する。
- 3 当日の午前6時30分現在、JR及び新京成電鉄のストライキが実施されている場合は、臨時休業とする。
- 4 交通機関の混乱等により、やむを得ず登校できない場合は、公欠扱いとする。

V その他の非常変災

上記Ⅱ～Ⅳに規定する以外の非常変災等が発生した場合又は発生すると予想される場合は、その都度適宜判断・決定する。